

令和2年第3回大河原町議会定例会（9月会議）

一般質問通告書

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
1番	万波孝子	1. 新型コロナウイルス感染症対策について	<p>新型コロナウイルス感染確認者が日本全国で激増し、一刻の猶予もならない事態になっている。 宮城県でも感染者は8月23日現在192人になっている。現在のところ、大河原町からは感染者が出ていないが、さらなる対策強化が必要であると考え。 そこで、現状と今後の対応について以下伺う。</p> <p>(1) PCR検査施設及び協力病院として、みやぎ県南中核病院が大きな役割を果たしていることを、町民に周知すべきと思うがどうか。</p> <p>(2) 発熱外来の開設に向け、柴田郡医師会等と協議し、早急に整備するようしていくべきでないか。</p> <p>(3) 町民の不安解消のためにも、役場庁舎内に新型コロナ対応窓口を設ける考えはないか。</p> <p>(4) 町民に対し、感染への不安や疑いのある場合の対応マニュアル等を作成し周知しているが、見直しが必要でないか。</p> <p>(5) 経済的に困窮する家庭に対し、子ども1人当たり5,000円のクオカードを支給してきたが、ひとり親世帯、障がい者のいる世帯、子育て世帯等弱者に対する支援事業を考えていくべきでないか。</p> <p>(6) 仮に発熱した際、かかりつけ医がいる場合はいいが、いない場合どうしたらいいのか。コールセンターも含め、町民に分かりやすく周知すべきでないか。</p> <p>(7) 福祉作業所さくらでは、コロナ禍で企業からの仕事がストップ、厳しい状況下にあることを認識しているか。衛生用品も町から来ていないと聞く。ただちに支援していくべきでないか。</p> <p>(8) 減収で苦しんでいる農業者の実態をどのように把握しているか。支援は考えているか。</p> <p>(9) 事業者を対象にした休業等協力金や支援給付金の申請状況は。受付期間の延長の考えは。</p> <p>(10) 学校給食費（1学期分）が免除されたが、アレルギー給食が難しく弁当持参の子どもについても、給食費とみなし補償すべきでないか。</p> <p>(11) 医療機関・高齢者・障がい者施設をはじめ、学校・保育園・幼稚園・児童センター等、さらに給食センター、役場等集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員や出入り業者への定期的なPCR等検査体制を整備していくべきでないか。</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
1 番	万波孝子	1. 新型コロナウイルス感染症対策について	その際の費用負担については、国に財政措置を求めていくべきでないか。
		2. 「高額療養費制度」について	<p>「高額療養費制度」は、年齢や収入に応じて1ヶ月あたりの医療費自己負担額の上限が決まっています。それを超えた分は戻ってくる制度です。大病院等では、ソーシャルワーカーが医療費の支払い等で心配している患者や家族に対し、「高額療養費制度」を説明し対応しています。</p> <p>最近、町民からこの制度の手続きに関する相談を受けた。制度周知の必要性を感じたので、以下伺う。</p> <p>(1) 通院でも「高額療養費制度」が該当するのに、領収書紛失で申請をあきらめた人がいる。申請時に必要な添付書類等の不備で申請を断念したケースは、これまで何件あったのか。解消するための手立ては。</p> <p>(2) 町民に「制度」を広く周知し、スムーズに手続きができる環境づくりが大事でないか。</p> <p>(3) 経済的理由により適切な医療等を受けられない人たちに対して、安心して良い治療を受けていただくために、無料又は低額で診療を行う「無料低額診療事業」がある。</p> <p>地域医療の中核をなす県南中核病院で採用していない理由は。採用の見通しは。</p>
		3. 「核兵器禁止条約」の批准を政府に求めよ	<p>広島・長崎への原爆投下から75年。「被爆者とともに核兵器のない平和で公正な世界を一人類と地球の未来のために」をテーマに、8月2日から8月9日にかけて、原水爆禁止2020年世界大会が広島・長崎で初のオンラインにより開催された。</p> <p>人類史上初めて、核兵器を違法なものと定めた核兵器禁止条約が2017年7月7日、国連で122カ国の賛成多数により採択されて3年となった。条約は核兵器の使用や威嚇、生産、実験、配備などを広く禁止するものである。</p> <p>現在、44カ国が批准している。この条約は50カ国が批准すれば90日以内に発行するよう定められている。しかし、最も残念なのは、唯一の被爆国である日本の政府が、この核兵器禁止条約に賛成を表明していないことです。核兵器を持つ国と持たない国の溝を深めるという理由で、いまだにアメリカの核の傘の力に頼っている日本政府は、核兵器の廃絶を願う日本、世界のあらゆる人々を裏切る行為をとり続けています。</p> <p>被爆国日本が核兵器禁止条約に批准するよう、政府に働きかけていくことが今、強く求められているのではないかと。町長の見解を伺う。</p> <p>さらに、本町は昭和61年に「非核宣言の町」を宣言している。町長は町民を代表し、議長とともに毎年夏に開催されている原水爆禁止世界大会成功のために署名、募金している。</p> <p>平和を守る町長の政治姿勢を改めて伺う。</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
2番	高橋芳男	1. PCR検査の実施・普及を急げ	<p>最初の質問は「PCR検査の実施・普及を急げ」であります。</p> <p>現在、大河原町ではコロナウイルス感染者は確認されていないものの、その実PCR検査を受けられる環境がない、あるいはどこでどうすれば受けられるか分からないという不安が広がっております。</p> <p>厚生労働省によれば、3月6日からPCR検査に医療保険が適用される事になりましたが、それには地区医師会と集合契約を結ぶ必要があります。</p> <p>ホームページ上ではPCR検査に対する項目が表示されておりませんが(8月18日現在)、集合契約及び周知の徹底は緊急の課題だと考えます。</p> <p>仙台市では、4月21日からドライブスルーでのPCR検査を実施し、早期発見に活躍しておりますが、医療機関への負担を減らし、かつ検査の間口を広げるために効果的だと思われまます。別の方法として、学校などで行う「尿検査」のように、医療機関への郵送による対応なども考えられると思ひます。</p> <p>これらのPCR検査、及び保険適用への対応や周知徹底を推進していくべきだと思ひますが、町長の見解を伺ひう。</p>
		2. オンラインサービスの活用	<p>2番目の質問は「オンラインサービスの活用」であります。</p> <p>大河原町のホームページでは、メール配信サービスの登録方法やQRコードの表示などを行い、登録を勧めていますが、さらに認知度を高めるため、ホームページや広報だけでなく、チラシの作成やポスター(特にコンビニなど)を使って広く告知していくべきだと考えます。</p> <p>併せて新型コロナウイルス関連のサービスを追加すれば、町民の皆様目にも入りやすくなります。</p> <p>コロナウイルスは東京や大阪をはじめ全国に広がっており、宮城県内でも8月21日現在で191人、感染が確認された事で、関心が高まっております。</p> <p>8月18日現在、大河原町ホームページに載っているオンラインサービスは不審者情報登録、防災情報登録、みまもりねっと登録、メール配信サービスの4項目ですが、新型コロナウイルス関連のサービス(各病院の対応や病床の使用状況、PCR検査の案内)項目を新設することでスムーズに情報を発信でき、かつ町民の皆様不安を解消することができると思ひます。さらにオンラインサービスの普及により、役場や病院での相談件数を緩和できれば、窓口業務の軽減や今後の町政のスムーズな発信、さらには3密対策にも繋がっていくため、オンラインサービスの周知徹底や新型コロナウイルス関連のサービス開始を推進あるいは検討すべきだと思ひますが、町長の見解を伺ひう。</p>
		3. 宅配ボックスの普及について	<p>3番目の質問は、「宅配ボックスの普及について」であります。</p> <p>新型コロナウイルスの第2波が懸念される中、不要不急の外出の自粛呼びかけが全国で広がっておりま</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
2番	高橋芳男	3. 宅配ボックスの普及について	<p>す。その一方で、買い物をする際に注目されているのが通販やインターネット販売等ですが、その負担は主に宅配業者に集中しているのが現状です。宅配業者のいわゆる「再配達」の問題や、新型コロナウイルスの影響で面と向かって荷物を受け取る事に抵抗がある人が増えている問題をご存じの通りですが、反面、宅配ボックスを設置している方は多くありません。</p> <p>現在は安価な宅配ボックスもあるようですが、鍵付きの物となると敷居が高くなるようです。</p> <p>宅配業者の負担を減らし、なおかつ安心して宅配ボックスを使っていただくため、鍵付きまたはそれ以外の宅配ボックス購入に際しての補助金を推進していくべきだと思うが、町長の見解を伺う。</p>
3番	佐久間克明	1. 町民の自宅時間充実のために	<p>本年度スタート以来、新型コロナウイルス感染症の影響により生活は一変しました。未だ対処法も確立できず、誰も経験したことのない終わりの見えない状況に「自分が最初の感染者にはなりたくない」という恐怖の中で、「With コロナ」や「アフターコロナ」という新しい生活様式が定着しつつあります。</p> <p>日本中が元気になるはずのオリンピック開催も見送られ、プロスポーツも無観客での試合が行われている状況にある。身近なところに目を向けても、各種イベントを中止せざるを得ない状況が続き、行政も新たな支援策や手法など日々模索されていると考えている。また、医療関係者においても色も臭いもないコロナウイルスへの恐怖と戦い続けている。更に家庭においては、自宅にいる時間が増えたり、行動が制限されることによりストレスが溜まり「コロナ離婚」という言葉までが聞かれるようになった。経済活性の観点からも、町民一人ひとりの生きがいの観点からも、この状況下においても「団結」し孤立していない何らかの状況を作る必要性を強く感じることから、以下質問する。</p> <p>(1) 商工会にて「テイクアウト・デリバリー」の飲食店を紹介し、募集も行っている。認知度や利用状況の現状を示してほしい。</p> <p>(2) 2014年頃から全国的に「乾杯条例」制定の提言がされた時期がある。本町においても同僚議員からの提言があったが、実施に至っていない。</p> <p>都心部だと、注文した飲食物をデリバリーするサービスがあり、近隣だと仙台市においても企業の他、タクシー会社と連携してデリバリーを行うサービスもある。しかしながら、本町においてデリバリーは商圏として成り立たず、民間の参入は難しいと考える。町内飲食店の応援も含め、自宅での家族団らんやプライベートの時間を充実させるために、毎月何週目の何曜日は、「大河原町はテイクアウトをして自宅時間を楽しむ日」を本町が制定してはどうか。</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
3 番	佐久間 克明	2. 夜間のウォーキングに関して	<p>これまで数回「土手にフットライトやテープ型のLEDライト設置」を質問してきた。「歩きたくなるまち」プロジェクトチーム内での検討結果である「夜間ウォーキングを行う場合、危険箇所は自ら回避するとの考えから設置は行わない」との回答は理解した。</p> <p>以来、私自身、仕事終わりの夜間ウォーキングを継続してきた。コロナの影響により自粛が始まったあたりから、ウォーキングをする人が更に増えたと感じる。特に、車両が通らない土手はウォーキングをする人が多い。更に自転車での通勤通学の方も多く、特に今時期は草が生き活きと伸び続け、視界も悪くなっている。改めて安全面、防犯面の観点から見れば設置が必要ではないかと感じた。</p> <p>電源もなく一からの設置にはなるが、ライトの設置方法によっては、安全面だけでなく桜並木のライトアップになるなど、観光の観点からもプラスになるのではないか。</p>
4 番	庄 司 充	1. 道徳と学校教育を考える。	<p>道徳。いかにも凜として響きの良い言葉である。最近の国語辞典を見ると、「道徳＝社会生活の秩序を存続するために人として守らなければならない行動の規準。」とある。解説に説明をつけなければならないようなムズカシイ文体である。</p> <p>昔の辞書は、もっと簡単なものであるが解りやすかった。「道徳(倫理)＝人の守るべき正しい道。人間の踏むべき正しい道。」とある。2018年から小学校では「道徳」がひとつの教科となったようである。私が間違っていなければ、2019年に中学校にも「道徳」の授業が設けられたと聞いております。</p> <p>私が小学校に入学したのは国民学校最終の生徒である昭和21年、終戦の翌年である。うろ覚えではあるが「道徳」という言葉が何かにつけ、やたらと聞かれた時代である。「道徳の時間」というのがあったかどうか定かではないが、家庭でも学校でも「道徳を守れ」とか「道徳心を身につけなさい」とか道徳の中で育ったような時であった。しかるに今回、学校教育の中に「道徳」というものが正式に入ってきたことは、昔人の私などには大変良いことだと感じている。温故知新、新しい形で現代の子どもたちに正しい道を問うことは大切なことだと思います。そこで「道徳」を中心に、学校教育のあり方をお互い考えたいと感じ以下教えていただきながら、疑問点を明らかにすべく伺います。</p> <p>(1) 2018年小学校、2019年中学校で「道徳」がひとつの教科になったようだが、何故今「道徳」なのか。その目的と意図はどこにあるのか。</p> <p>(2) 「道徳」の授業は小・中学校ともまちまちだと思うが、何年生から始められるのか。</p> <p>(3) 「道徳の時間」は、週何時間で、どんな形で、どのようなことを教えるのか。</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
4番	庄司 充	1. 道徳と学校教育を考える。	<p>(4) 「道徳の時間」を取り入れた当初、教える側の先生方の反応はどうであったか。また、教わる側の生徒たちの受け止め方はどうであったか。</p> <p>(5) 教える側の先生方の道徳の授業に対する思考はどうであったか。また、教わる生徒たちとの相互理解の手法はどうか。</p> <p>(6) 現在、大河原小学校では東京書籍の「新訂・新しい道徳」という教科書を使用しているようだが、これを選んだ理由は何か。又教科書の内容とか生徒たちに伝えようとする主題とか年々変わっていくのか。</p>
5番	大沼 忠弘	1. コロナ禍における事業者支援について	<p>未だ収まる見通しが不透明なコロナ禍により、多くの事業者がかつてない苦境に直面している。国や町独自の救援策によって救済を受けているが、今後こうした状況がいつまで続くか見当もつかず、なんとか今のところ持ちこたえている事業者も、先行きに対して不安や心配が募っている。当然のことながら事業者自身の自助努力は欠かせないが、社会全体がコロナ禍にある中で、行政による地域の事業者支援は力になることから以下伺う。</p> <p>(1) 国の持続化給付金は、電子申請による手続きが必要とされている。電子申請が困難な事業者のために、7月中には商工会においてキャラバン隊による申請サポートが行われた。申請期間は来年1月までとなっており、今後も申請要件に該当する事業者も出てくると同時に、特に高齢経営者は制度があるにもかかわらず、ネット環境がない、電子申請が難しいという事で、要件に該当するも諦めてしまうケースが可能性としては考えられる。国の補助を十分に活かし、事業を継続し、生活基盤を支えるため、町でも継続したサポート体制が必要ではないか。</p> <p>① 7月のキャラバン隊への本町事業者の相談件数は何件だったか。</p> <p>② 同様の家賃支援給付金等も含め町内事業者への継続したアナウンス、申請サポート体制はどうなるか。</p> <p>(2) 8月補正で大河原町新型コロナウイルス感染症拡大影響中小企業者支援給付金の追加給付について可決したが、8月31日期限での申請、交付状況はどうだったか。</p> <p>(3) コロナ禍によりネット通販が好調のようである。販路拡大のひとつにネット通販があげられるが、サイトの管理ができない、コストがかかる、販売する品数が少ない、手間暇がかけられない、ウチで通販なんてなど様々な理由で通販での販売チャンネルに二の足を踏んでいる事業者は少なくないかもしれ</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
5 番	大沼忠弘	1. コロナ禍における事業者支援について	<p>ない。そこで、行政側が窓口となり町内業者の産品、商品を販売するサイトを管理し、町内業者が商品を持ち寄ることで、町内事業者が格安の手数料で容易に通販を行えるような仕組み作りはできないか。事例としても、宮城県になじみのある IT 企業が運営する e コマース市場では多くの自治体と事業展開をしており、ところによっては包括連携協定を締結しているなど、参考事例が多数あるので調査研究して可能性を探ることを試みてはどうか。</p> <p>(4) 各事業所がどういったサービスや商品を提供しているのか、それが知られていないがために埋もれてしまっている新規の需要を掘り起こすことも販路拡大につながる。経費面や広告宣伝を打つまでの材料がないといったようなことで出来ていなかった宣伝を取りまとめて行うことで、事業者を支援することは出来ないか。また、事業者間で商取引のマッチング作業を斡旋して、販路拡大につなげることは出来ないか。</p> <p>(5) 特に飲食業の経済的打撃が大きいようである。出前やテイクアウトの取り組みによる努力をしているが、宴会や団体客が取れない状況が長らく続いている。利用することで支援を行うことが望ましいと考える。役場職員の皆さんの昼食はお手製弁当も少なくないであろうが、町内業者の出前、テイクアウトの利用状況はどのような傾向にあるか。また外食に出る割合、庁内の食事環境は。</p> <p>(6) 事業者にとって公的支援はありがたいことではあるが、何よりの支援は買ってもらう、利用してもらうことであると考えている。応援券、商品券の発行事業の他、消費喚起を促す新たな施策を展開する予定はあるか。</p>
		2. 大雨、豪雨災害に対する備えについて	<p>昨年の台風 19 号では、本町も大雨対策について多くの課題が浮き彫りとなった。ハザードマップが示す通り、町のほとんどの場所に浸水の危険性がある。今年も熊本県をはじめ全国各所で大きな水害が発生しており、町の中心を白石川が流れる本町でも、我が事として各所の災害を教訓に学ぶべきである。これから台風シーズンに入るが、台風の時期に関わらず、短時間集中豪雨や局地的大雨など、いつ水害が起きてもおかしくないと考え、備えを強化するべきであることから以下伺う。</p> <p>(1) これまで行ってきた避難訓練は大規模地震を想定した内容が主であったと思う。水害とコロナのような感染症が複合したような想定をした、密を避ける訓練も必要と考えるがどうか。</p> <p>(2) 現在、災害用備蓄品の種類、物量はどれぐらいあるのか。</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
6番	岡崎 隆	1. コロナ禍における町政の課題	<p>新型コロナウイルスの感染拡大が続き、現時点で収束の時期は不透明である。国、県による補助に依存する多くの自治体は、独自の施策に苦慮しているのが実態ではないかと考える。</p> <p>瀕死の観光業への支援や消費喚起への特効薬は、町独自の取り組みでは限界がある。</p> <p>このコロナショックの今だからこそ、これまでの常識に捉われず取り組まなければならないことを真剣に検討すべきではないか。</p> <p>これまで7年5ヶ月の間、齋町長に対して防災・減災、財政、児童生徒を取り巻く環境整備等について様々な提言をしてきたが、今回は未曾有の被害をもたらした東日本大震災の経験を生かし切れていない部分を町としてどう考えているのか。ウィズコロナという新生活習慣に取り組むにあたり、自治体として改善すべき課題があると考えるので以下質問する。</p> <p>(1) 職員の勤務体制に工夫が見られず、庁舎内では「密」の状態が見られる。職員からは不安の声は出ていないのか。改善の検討はされているのか。</p> <p>① 資料のデジタル化の取り組みは、議会同様に遅れていると考えるがどうか。</p> <p>② オンライン会議は民間では広く用いられている。当町も導入してはどうか。</p> <p>③ 役所の仕事の象徴ともいえる押印、はんこ社会において、法律的に一線は超えられないものの工夫できないか。</p> <p>④ せめて対面でのデスクワークの場合、飛沫感染防止策はとらなければならないのではないか。</p> <p>(2) 町が委託するごみ収集運搬業務について、依然として脆弱な体制が改善されていない。移住・定住の促進や企業誘致を進める中で、町を印象付ける大切なごみ収集運搬業務という、住民生活の基盤を支えるこのインフラをどう捉えているのか。コロナ禍の中で、環境省等から様々な対策が求められているこの業務に対して、町として危機感がないのであれば無責任であると考えるがどうか。家庭ごみの減量の取り組みと合わせて、平成5年に外部委託が開始されて以降、現在まで危機管理の観点から改善できないのはなぜか。</p> <p>① 電気式生ごみ処理機購入補助金は、年間5台程度の実績を見込んだ予算となっている。ウィズコロナでは家庭での飲食が増えている現状から見れば、補正が必要なほどの周知活動が自治体のとるべき姿ではないのか。</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
6 番	岡崎 隆	1. コロナ禍における町政の課題	<p>② 平成5年の民間委託以降、今日に至るまでのごみ収集運搬委託事業の具体的な取り組み、委託先、入札状況を示していただきたい。</p> <p>③ 近年、ごみ収集運搬業務において支障が出てしまったケースや、町民から苦情や要望が寄せられたことはなかったのか。</p>
7 番	伊勢 敏	1. 体育施設管理運営委託について	<p>本町がはねっこアリーナ等体育施設の管理運営を委託している指定管理者、特定非営利活動法人大河原町スポーツ振興アカデミー（以下単にNPO）の、土曜日祝日のほとんどが手書きとなっている、令和元年度前半6か月分の管理職員2名のタイムカードのコピー及びタイムカードでは勤務中であるはずの時間が示されている1名の職員の通勤用マイカーが自宅の車庫に停車している写真数枚を添え、勤務実態のない残業が支給されていると訴える匿名の書状が昨年秋に我が家に届いた。</p> <p>本事案について、昨年12月議会及び本年3月議会で一般質問したところ、大会会場の準備等のため早朝に直接会場に行くなどということを経由として、タイムカードを手書きにしたことを認める、ゆえに、労務管理上の不備があったことは認めるものの、勤務実態を正しく反映しているという趣旨の答弁があった。</p> <p>そこで以下伺う。</p> <p>(1) 管理職2名の手書きのタイムカードはいつから行われていたのか、また、手書きが始まって以降、月ごとに、大会等のために勤務した時間と手書きの勤務時間が等しいことを証明する資料を示されたい。</p> <p>(2) 2名の管理職員の昨年1月から本年7月までの月ごとの残業手当を示されたい。</p> <p>(3) 本年7月30日に開催された会議の様態を伝える「令和2年度NPO法人第2回理事会要旨」と題する文書、及び、複数のNPO法人会員から寄せられた情報によると、NPO副理事長及び管理職員2名によるNPO法人の社用車用ガソリン給油カードの私的使用、並びに、管理職にもかかわらず2名への残業手当支給が問題にされている。</p> <p>これらはいずれも町の税金の不正使用に関わるものであり、理事会で問題視されていることはNPO法人自身による自浄作用が働き始めたものと評価するが、町の税金が不正使用されているとの可能性がある限り、町としても傍観はできないであろう。</p> <p>町は今後、不正使用に関する金額の返還を求める考えがあるか、伺う。</p> <p>(4) 令和3年度は、3年間の体育施設管理運営指定管理にかかる契約更改の年である。</p> <p>内外から様々な指摘を受けているNPO法人が完全</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
7 番	伊 勢 敏	1. 体育施設管理運営委託について	<p>に浄化を果たさないまま、問題の多い当法人と契約を行うことははなはだ疑問である。</p> <p>管理方式及び運営方式、並びに、契約を見直す考えはないか、伺う。</p> <p>(5) 巷間、体育施設は本町が直営を行い進捗が見られない総合型地域スポーツクラブを創設せよ、現 NPO 法人は委託期間が延べ 12 年間に及ぼうとするが健康づくりの新たな事業において顕著なものが見られずしっかりしたノウハウを有する他の団体に切り替えよ、との声が多い。</p> <p>これらの意見をどのように受け止め、今後、本町の青少年の健全育成及び生涯スポーツの殿堂にふさわしい本町体育施設の運営にどのように生かしてゆくのか、伺う。</p>
		2. 放射能汚染廃棄物の焼却中止と撤回を求める署名への対応について	<p>本年 6 月 29 日、放射能汚染廃棄物の焼却に反対する大河原の会(代表：長谷川進。以下単に大河原の会)は、総計 8,083 名の署名を添え、町長に焼却中止を申し入れた。</p> <p>町長は申し入れの席上、「真摯に受け止める。焼却の実施主体の仙南広域(行政事務組合)に報告する。私の見解は変わらず、焼却は予定通り続ける。」と述べ、後日、同趣旨の文書による回答が大河原の会に寄せられた。</p> <p>これを不満とした大河原の会は、8 月 28 日に再申し入れを行った。</p> <p>総計 8,083 名の内、本町の町民は 6,254 名であり、有権者数の 31.6%に相当する町民が反対の意志であることが窺がえる。</p> <p>これまでに本町において様々な署名が行われたが、おそらくこの署名数は最多ではないと思われる。</p> <p>放射能汚染廃棄物焼却の中止は町民の民意であることは言を俟たない。</p> <p>本町約 23,600 名の全町民が、放射能汚染廃棄物が焼却される仙南クリーンセンターから 6 k m 範囲内に居住しており、風下となる春から秋にかけては不安が一層募る住民も多い。</p> <p>昨年 12 月議会の一般質問で示した調査によると、観測地点の 1 つ、仙南クリーンセンターから北西に約 2.5 k m の金ヶ瀬台部地区では、昨年 5 月に開始された本格焼却後の大気中の放射性物質セシウムの粒子数は焼却前の 10 倍に増加した。</p> <p>焼却前の 1 ～ 3 月の 3 か月間のほぼ全期間がクリーンセンターの風下、5 月から 8 月の 3 か月間の内約 4 割が風下となったため、増加したのである。</p> <p>この実態は、大河原の会等で構成する放射能汚染廃棄物の焼却に反対する仙南の会が実施した調査・分析で判明した。調査は、ちくりん舎(正式名：特定非営利活動法人市民放射能監視センター)の協力を得て実施、仙南クリーンセンターから 8 k m 以内の 15 か所でサンプルを採取、京都大学に送付され、BSI 社製高純度ゲルマニウムで測定した。</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
7 番	伊 勢 敏	2. 放射能汚染廃棄物の焼却中止と撤回を求める署名への対応について	<p>本格焼却後に風下となった地区でセシウム濃度が上昇したことは、仙南クリーンセンターからセシウムが拡散されたことと考えられる。</p> <p>また、昨年6月議会で示したように、宮城県がん登録事業、宮城県立がんセンター院内がん登録室によると、福島原発事故後の平成26年に、肺がん患者がそれぞれ16.2%、38.3%と急増した。</p> <p>さらに、昨年秋3か月に私がお会いした町民女性約800名の内4名が肺がん患者、1名が肺がんで逝去されたご家族だった。</p> <p>原発事故で飛散したセシウム由来の肺がん患者が増えたこと、本格焼却で風下となる地域でセシウム濃度が高くなることを鑑みると、国が言うバグフィルターのセシウム除去論は非科学的であり、安全は保障されず、多くの町民の放射能汚染廃棄物焼却への不安が現実のものとなる懸念はぬぐい去ることはできない。</p> <p>このような背景のもと、町長は今一度、署名の重みを踏まえ、放射能汚染廃棄物の焼却は中止するよう仙南広域行政事務組合に求めるべきではないか、再度、所見を伺う。</p>
		3. 国の「地方創生臨時交付金」等関連事業について	<p>新型コロナウイルスの流行による影響を緩和するため様々な支援を行うことを目的とする地方創生臨時交付金の本町への交付金は現時点で国県を通じて総計約3億7,800万円、すでに本町が持ち出しを決めている約2,700万円をこれに加えると4億500万円となる。</p> <p>一方、事業費総額は約3億4,000万円となっている。そこで以下伺う。</p> <p>(1) 約6千数百万円の残額はどのような使途を考えているのか、伺う。</p> <p>(2) 現時点で実施することが決まっているそれぞれの事業における、支援対象及び金額を示すとともに、新型コロナウイルスによる町民各層への影響の度合いが加味されたものとなっていると言えるかどうか、伺う。</p> <p>(3) 本年8月17日の8月会議の「令和2年度一般会計補正（第5号）」において、新型コロナウイルス対策等を行う結果、財政調整基金が約9億6,100円にまで減少するとの報告があったが、国県からの交付金が交付されていない段階での金額であり、交付された場合の基金残額を示すべきであった。</p> <p>そこで、国県からの交付金を踏まえた場合の財政調整基金残高を伺う。</p> <p>(4) 今後、新型コロナウイルス感染症の影響による本町の財政の見通しについて、どのように判断しているのか、伺う。</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
8 番	丸山 勝利	1. コロナ禍における支援について	<p>新型コロナウイルスの世界的感染流行により、国際間の移動や国内でも移動の自粛や旅行などの自粛により、観光業界や土産物業界、飲食業など影響を受け、存続の危機となっている。</p> <p>国や県、自治体などの緊急支援対策により、事業をなんとか継続している個人企業主も少なくない。</p> <p>今後、新型コロナウイルス感染の長期化により、さらなるコロナ禍が懸念される。当初は観光業関連などの影響が大きかったが、長期化によりあらゆる業種に影響が出てきている。</p> <p>今後の国、県を含めた支援策について伺う。</p> <p>(1) 支援策として行ってきた第1弾の支援策と第2弾の支援策の検証はどうだったのか。</p> <p>(2) 今後の支援はどのように行うのか。</p> <p>(3) 今後、コロナ禍の長期化による町内企業や町民への影響により税収の減収などが見込まれる。町は影響をどのように考えているか。</p>
9 番	高橋 豊	1. 少子化対策について	<p>厚生労働省は2020年6月5日、2019年の人口動態統計月報年計(概数)を発表した。出生数は前年(2018年)より5万3,166人少ない86万5,234人で、1899年の調査開始以来過去最少。合計特殊出生率は、前年比0.06ポイント低下して1.36であった。内閣府ホームページで少子化の要因として次のことが述べられている。日本では諸外国と比べて結婚と出産が密接な関係にあることが特徴的。これを前提に少子化の要因について整理してみると、「結婚しない、できない者の割合が増加している」「結婚する時期が遅くなっている」「夫婦の持つ子どもの数が少なくなっている」などのことが、出生率が低くなっている要因と考えられる。少子化の問題は1970年代半ばから40年以上少子化が続いていて、総人口は減少していく中で、高齢者人口の層は増加し続け、2050年には総人口に対して50%を割り込むと予測されており深刻な少子高齢化状態にある。</p> <p>本町における少子化問題の取り組みについて次の通り質問する。</p> <p>(1) 本町が少子化対策に取り組んだ内容と成果について伺います。</p> <p>(2) 本町における2019年の合計特殊出生率と政府が2025年までに掲げる1.8の目標数値に対しての今後の取り組みについて伺います。</p> <p>(3) みやぎ県南中核病院の分娩が10月以降休止される。産婦人科医師が不足していることが原因と説明を受けたが、少子化対策に取り組むうえでマイナス要因になると考える。本町における対策と今後の取り組みについて伺います。</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
9 番	高橋 豊	1. 少子化対策について	(4) 少子化対策として自治体が民間の結婚支援サービスと提携する動きが活発になってきている。今後、婚活としてアプリを利用する人が増えると思われる。本町でも取り組むべきだと考えるがどうか。
10 番	山崎 剛	1. 自転車の活用と自転車損害賠償責任保険への加入義務化条例制定について	<p>改正道路交通法や同施行令が6月30日に施行されました。社会問題化しながら、これまで明確な定義がなかったあおり運転が「妨害運転」として厳罰化されましたが、自動車だけでなく、自転車も対象になりました。新型コロナウイルスの感染拡大で自転車の利活用への関心が高まる中、国土交通省は「新しい生活様式」を踏まえ、通勤・通学への導入促進などを図るが、運転者への意識啓発が欠かせません。</p> <p>コロナ感染拡大を受け、不特定多数が密集する電車やバスなどを避け、通勤や通学に自転車を使う例が増え、外出自粛に伴い、自転車での宅配サービスもあるようです。国交省は6月18日、「自転車通勤・通学の促進に関する当面の取り組み」を発表し「自転車通勤推進企業」を7月にも発表することや、東京など各地域での自転車専用通行帯の整備推進、シェアサイクルの拡大などを挙げております。</p> <p>利用促進の大きな課題が、運転マナーや安全対策であります。国交省は、自転車通勤推進企業の認定に際し、従業員への安全教育実施、自転車損害賠償責任保険への加入義務化などを条件とし、同時期に厳罰化が重なる形となりました。保険加入は地方自治体レベルでも義務化条例制定の動きが進んでおります。4月現在、山形県や仙台市など15都府県8政令市で条例があり、宮城県でも議会に議案提出中とお聞きしております。自転車の利活用は、コロナ対策や個人の健康づくりはもちろん、渋滞緩和や環境面での効果が期待されます。推進には、専用帯の整備などハード面の対応なども重要でもあり、同時に、運転者個々の運転マナー徹底が基本であります。事故が増加してからでは、本末転倒であります。子どもへの教育も含め、啓発に一層力を入れるべきと思う。</p> <p>サイクルツーリズム推進と広域連携に関連することから、以下伺います。</p> <p>(1) 自転車専用帯(ブルーレーン)は中部幹線(新南50-5~新南27-6)と字町44~字南69の他に、カラー舗装してあるのはどこか。今後の整備計画はあるか、伺う。</p> <p>(2) 中学生の自転車での通学者数は(大中・金中)何人か。又、適正に安全教育実施を行っているか伺う。又、保険加入の実態調査の経緯はあるのか、伺う。</p> <p>(3) 白石川右岸自転車歩行者道の整備も進んでおり、来町者のマナー、モラル、ルールは当然守ってもらえると思うが、自転車帯・歩行者帯とあるが、時には歩行者が横断中の事故は「自転車は来ない」「近づく前に渡れる」という思い込みが原因になること</p>

No.	質問者	質問事項	質問の要旨
10番	山崎 剛	1. 自転車の活用と自転車損害賠償責任保険への加入義務化条例制定について	もある。ウォーキング・サイクリングロード整備中ではありますが、万一の事故に備え「最低限、賠償責任保険に加入」を義務化する条例を制定する考えはないか伺う。